

議案第51号

No. 4

都市整備部

平成 22 年 9 月 22 日

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

新小岩四丁目 31 番 21 号先にある「葛飾区新小岩小松自転車置場」を廃止し、隣接する「葛飾区新小岩東自転車駐車場」に編入する。

2 改正の概要

(1) 廃止する自転車置場

①葛飾区新小岩小松自転車置場

所在地 葛飾区新小岩四丁目 31 番 21 号先 (裏面のとおり)

施設概要 平置き

収容台数 213 台

廃止時期 葛飾区規則で定める日 (平成 22 年 12 月 1 日予定)

(2) 編入する自転車駐車場

①葛飾区新小岩東自転車駐車場

所在地 葛飾区新小岩四丁目 2 番 3 号先 (裏面のとおり)

施設概要 平置き

収容台数 529 台 (既存部 159 台 編入部 370 台)

利用月日 平成 22 年 12 月 1 日予定

(3) 編入する自転車駐車場の運営方法等

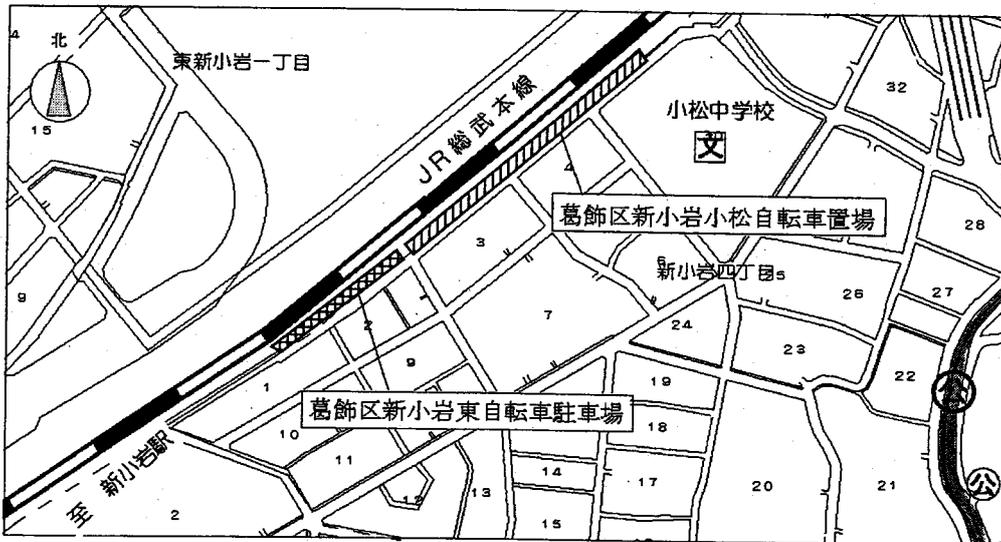
運営方法 指定管理者による。

編入部分の利用料金 未定 (指定管理者が条例に規定する範囲内で予め区長の承認を得て利用料金を定める)

[所在地]



[現況]



[計画]

